

新商品

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

の発売について

日本生命保険相互会社（代表取締役社長：清水博、以下「日本生命」）およびMS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：金杉恭三、以下「あいおいニッセイ同和損保」）は、日本生命のお客様向けにニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」を共同で開発し、2018年11月1日（保険責任開始は2019年1月）から発売します。

当プランは自転車の事故等に関心の高まっている個人賠償責任補償を中心とした傷害保険で、従来から補償範囲を大幅に拡充したプランです。両社は引き続き、お客様のニーズに合った保険商品の開発・提供を通じて、安心・安全な社会に貢献してまいります。

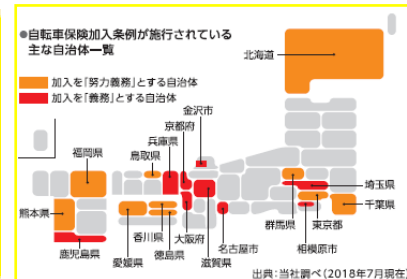
## I 開発の背景

近年、自転車事故により他人に大ケガを負わせた事故で高額な損害賠償額が認定されたことが注目され、全国の自治体で自転車保険への加入義務化が進む等、日常生活における賠償リスクへの関心が高まっています。

自転車事故のほかにも、日常生活には誰もが抱える様々な賠償リスクが存在しており、別居の高齢の親が誤って線路内に立入り電車運行を止めてしまったケース等、高齢化等の社会情勢により今後ますます顕在化することが考えられる賠償リスクもあります。

一方で、従来から販売されている日常生活の賠償リスクに備える保険は、主に自動車保険や火災保険の特約として付帯する必要があり、補償の範囲や上限額、示談代行サービスの有無にばらつきがあります。


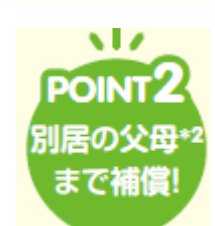
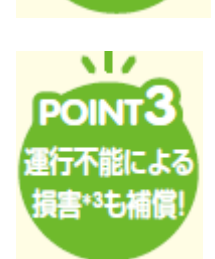
このような状況から、すべてのお客様に対して提案可能であり、充実した内容で日常生活の賠償リスクに備えることが出来る「まるごとマモル」を開発しました。



## II ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」の商品内容

### 1. 商品概要

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」の主な特長は3点です。

 <p><b>POINT 1</b> 保険金額は 無制限*1!</p>	<p><b>日常生活における賠償事故を 無制限で補償(示談交渉付)*1します!</b></p> <p>*1 日本国外での事故に対しては、支払限度額3億円、 示談交渉は対象外となります。</p>
 <p><b>POINT 2</b> 別居の父母*2 まで補償!</p>	<p><b>同居のご家族、 別居の未婚のお子さまに加え、 別居の父母*2の賠償事故も補償します!</b></p> <p>*2 被保険者本人およびその配偶者の別居の父母の方 も対象となります。</p>
 <p><b>POINT 3</b> 運行不能による 損害*3も補償!</p>	<p><b>電車等との接触がない場合の 『運行不能事故』*3も補償します! (日本国内のみ)</b></p> <p>*3 誤って線路内に立ち入り、安全確認のため電車を 運行不能にした場合などのことをいいます。</p>

### 2. 補償内容

被保険者が保険期間中に支払事由に該当した場合、「個人賠償責任危険保険金」「死亡保険金」に加えて、オプションプランにご加入の場合は「携行品損害保険金」「ホールインワン・アルバトロス費用保険金」をお支払いします。

#### ●個人賠償責任危険保険金

偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内で電車を運行不能にしたりして法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

#### ●死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。

#### ●携行品損害保険金

外出中に、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品が、偶然な事故が原因で壊れたこと等により損害を被った場合に保険金をお支払いします。(免責金額：1事故3,000円)

#### ●ホールインワン・アルバトロス費用保険金

日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担した費用を保険金としてお支払いします。

